

## ○ 広報広聴会議の組織及び運営に関する要綱

(平成 24 年 5 月 25 日)

### (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、広報広聴会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

**第 2 条** 会議における会派別の委員数は、京都府議会運営委員会条例（平成 3 年京都府条例第 17 号）第 7 条第 4 項に定める理事の人数とする。

- 2 委員は、会派から推薦された議員を、理事調整会議に諮って選任する。
- 3 委員の任期は、1 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 4 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、第 6 項の規定による委員の選任が行われた場合にあっては、前任者の任期満了日の翌日からこれを起算する。
- 5 委員は、任期の途中であっても、必要に応じて交替することができる。この場合において後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員の任期満了に伴う第 2 項の選任は、前任者の任期満了の日前 30 日以内にこれを行うことができる。

### (座長)

**第 3 条** 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 座長は、会議の議事を整理し、秩序を保持する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(職務代行)

**第4条** 委員に事故があるときは、座長の承認を得て、その所属する会派の議員がその職務を代行する。

(調査等)

**第5条** 会議において必要と認めた場合は、参考人等に対し会議への出席を求めることのほか、委員の派遣による調査を行うことができる。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議し決定する。

## 附 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。